

駿河湾フェリーのチャーター便を活用した旅行商品造成支援

1 概要

駿河湾フェリーを活用した県内周遊の促進及び平日の誘客による旅行需要の平準化を図るため、駿河湾フェリーのチャーター便を活用した旅行商品の造成・販売を行う旅行者に対し支援金を交付する。

2 制度概要

区 分	内 容	備 考
対象事業者	旅行業法の登録を受けている旅行者	
対象経費	駿河湾フェリーのチャーター便の利用に係る経費	
補助率等	10/10 以内(上限 880 千円)	定価販売価額 : 880 千円
対象期間	令和 7 年 3 月 11 日(月)までに出発する旅行	
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駿河湾フェリーのチャーター便を活用した旅行商品であること(受注型・募集型の別を問わない) ・ 平日(月曜日から木曜日※)に、定期運航をしている時間帯以外におけるチャーター便を活用するものであること※ただしGW、お盆、年末年始等の繁忙期は除く ・ 清水港と静岡県内港の二地点を結ぶチャーター便であること(湾内遊覧は不可) ・ 旅行行程において、3市3町のうち3市町以上を訪問する旅行商品であること ・ 乗船客数が100名以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の需要喚起 ・ 遊覧乗船は、県内周遊に繋がらないため対象外 ・ 発着港の所在市町+1市町を訪問
事業費	4,400 千円 (支援件数 5 件を想定)	

3 事務手続きフロー



